

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成19年9月7日

【事業年度】 第107期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 田岡化学工業株式会社

【英訳名】 TAOKA CHEMICAL COMPANY, LIMITED

【代表者の役職氏名】 取締役社長 加藤 壽郎

【本店の所在の場所】 大阪市淀川区西三国四丁目2番11号

【電話番号】 06(6394)1221代表

【事務連絡者氏名】 事業支援室長 梶原 義彦

【最寄りの連絡場所】 大阪市淀川区西三国四丁目2番11号

【電話番号】 06(6394)1221代表

【事務連絡者氏名】 事業支援室長 梶原 義彦

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第107期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、証券取引法第24条の2第1項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

(訂正前)

①～⑤ <略>

(訂正後)

①～⑤ <略>

⑥ 取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨を定款で定めております。

⑦ 取締役決議の選任要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及びその選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。